

# 市立長浜病院SPD業務委託 公募型プロポーザル実施要領

市立長浜病院 経営企画課(用度)

## 市立長浜病院SPD業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「市立長浜病院SPD業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 市立長浜病院SPD業務委託
- (2) 業務内容 市立長浜病院SPD業務等
- (3) 業務期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで(5年間)  
地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

### 3. 見積上限額

234,960千円(税込)(期間全体)

3,916千円(税込)(当該年度 1ヶ月分)

※消費税額および地方消費税額を含む

ただしこの価格は契約時の予定価格を示すものでなく、  
企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

### 4. 受託者選定方式

- (1) 公募型プロポーザル方式
- (2) 選定方式

当院において組織する市立長浜病院SPD業務委託プロポーザル選定委員会(以下委員会という。)による二段階審査(1次審査:書面審査、2次審査:ヒアリング審査)において評価項目ごとに得点化を行い、総合評価により優先交渉権者を選定する。その後、優先交渉権者と仕様書及び企画提案その内容について協議し、双方同意により契約予定者を決定する。

- (3) 審査方法

- ア 1次審査として、提出された企画提案書等について委員会が評価・採点することにより、2次審査のヒアリングに進む上位3者程度の事業者を選定する。
- イ 2次審査として、1次審査で選定された事業者を対象に委員会において(提出された企画提案書等を補完する)ヒアリングを実施し、2次審査の評価・採点に1次審査の評価・採点結果を加算した総得点の最も高い事業者を優先交渉権者とする。なお、最高点を獲得した者が複数いる場合は、委員会の合意により決定する。
- ウ 提案者が一者の場合は、ヒアリングを実施し最低基準点を上回ればその者と随意契約に向けて協議を行うことができるものとする。

### 5. スケジュール

プロポーザル実施公告	平成30年 9月 7日(金)
実施要領等交付	平成30年 9月 7日(金) ~ 9月25日(火)
質疑受付	平成30年 9月18日(火) ~ 9月25日(火)
質疑回答	平成30年 9月27日(木) (予定)

参加申込書・企画提案書	平成30年 9月27日(木) ～ 10月 3日(水)
ヒアリング審査	平成30年10月16日(火)
審査結果通知	平成30年10月22日(月)

## 6. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 平成30年度の長浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 長浜市及び長浜市病院事業から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 過去5年以内に病床数400床以上の病院での診療材料・医薬品の搬送・在庫管理業務の受託実績を3年以上有すること。
- (7) 過去5年以内に病床数400床以上の病院での手術室の運営支援業務の受託実績を3年以上有すること。

## 7. 質疑・応答

- (1) 提出方法
 

質問書(様式4-①②)により、電子メールにて送信し、必ず電話で送信した旨を伝え、市立長浜病院経営企画課用度グループにおいて着信したことを確認してください。

※電話または口頭による質問等は受け付けません。

- (2) 提出期間 平成30年9月18日(火)から9月25日(火)午後2時まで  
※期限を過ぎた書類は受け付けません。(必着)
- (3) 提出先 「18. 担当部局宛て」
- (4) 質疑に対する回答 平成30年9月27日(木) 予定  
市立長浜病院ホームページに掲載します。  
ただし、質問の内容によって事業者の選定に公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないことがあります。

## 8. 資料の配付について

- (1) 配付資料
- ・当院ホームページにて本プロポーザルに関する情報を公表して応募事業者を募集します。
  - ・配付資料は当院ホームページからダウンロードすることができます。
- (2) 配布期間  
掲載期間は平成30年9月7日(金)～9月25日(火)

## 9. 参加申込・企画提案

- (1) 参加申込に関する提出書類
- ・参加申込書(様式 1)
  - ・業務受託実績を証明する書類の写し  
(任意様式)(委託契約書の写し、又は受託関係が証明出来る書類等)
- (2) 企画提案に関する提出書類

No.	提出書類	様式	提出数量
ア	企画提案書(表紙)	任意様式	12部(正本1部、副本11部) ※No.イについては1部
	企画提案書(本紙)	任意様式	
イ	見積書	様式 5※	
	見積書内訳	任意様式	
ウ	各業務人員配置計画	任意様式	
エ	会社(企業)の概要	様式 6	
オ	業務実績	様式 7	
カ	上記ア～カのデータを保存したCDまたはDVD	Word, Excel, PowerPoint, pdfのいずれかの形式で保存すること	

※注意事項 見積書は封筒等に封入し、割印を押印してください。

- (3) 参加申込書及び企画提案書の受付
- ・受付期間 平成30年9月27日(木)～10月3日(水)
  - ・受付時間 午前10時～午後4時までとします。  
(午後12時15分～午後1時15分は除きます。)
  - ・提出先 「18. 担当部局宛て」に持参してください。  
※持参以外の提出は認めません。

## 10. 企画提案書作成方法

企画提案書に記載する事項は、任意とするが、次の項目を含んでください。

- (1) 実施方針
- (2) 主たる配置人員数並びに配置予定者の実務実績、経験年数
- (3) 業務分析、経営改善についての提案
- (4) 新規採用材料についての提案(材料の品質情報、類似品情報等)
- (5) 業務運営についての提案(業務実施内容、準備スケジュール・災害時やトラブル発生時における危機管理体制等)
- (6) 手術室の支援業務についての提案(手術材料の管理業務および在庫物品管理等)
- (7) 薬剤業務の支援業務についての提案

## 11. 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 企画提案書は、A4版カラー印刷とし、様式は任意とします。必要に応じてA3用紙を使用する場合は、提案書に綴りこんでください。(A3用紙はページ数2ページとカウントします。)
- (2) 企画提案書は、文字の大きさ12ポイント以上とし、30ページ以下とします。(表紙、目次、11.提出書類イ～カの提出書類を除きます。)
- (3) 表紙には、「市立長浜病院SPD業務受託企画提案書」とし、正本のみ社名(称号または名称)及び代表者氏名を記載してください。(副本には社名および代表者名をすべてのページにおいて記載しないでください。)
- (4) 目次を作成してください。
- (5) 通し番号を付してください。(表紙及び目次は除く。)
- (6) 企画提案書は、「10. 企画提案書作成方法」で示す順番で作成し、提案内容を簡潔に記載してください。
- (7) 左綴じ又は上綴じとし、簡易製本してください。
- (8) 日本語で表記してください。
- (9) 専門用語で一般的に知られていない用語については説明を添えてください。

## 12. 1次審査(書類審査)の結果通知

- (1) 通知方法                   参加者全員に文書並びに参加申込書(様式1号)に記載された連絡先へ電子メールにより通知します。
- (2) 通知時期                   平成30年10月12日(金)   (発送)

## 13. 2次審査(ヒアリング)

- (1) 審査日時                   平成30年10月16日(火)午後1時30分から  
                                  ※ 当院が指定する時間  
                                  ※ 開始時間は、参加申込書(様式1号)に記載された連絡先へ電子メールにより通知します。  
                                  ※ ヒアリングの順番は当院が参加申込等の書類を受理した順番とします。

- (2) 審査場所 市立長浜病院 講堂
- (3) 審査方法 プレゼンテーション(20分以内)及び質疑応答(10分程度)とします。  
プレゼンテーション準備が5分以内で、説明は15分以内とします。  
15分を経過した時点で説明を打ち切ります。  
質疑応答は10分程度とし、質疑応答終了後、速やかに撤収してください。

(4) 留意事項

- ア 当日の出席は3名以内とします。説明者は当院に従事する予定の責任者が望ましい。
- イ ヒアリング実施に際して必要な物は提案者が用意してください。ただし、電源のみ当院にて準備します。
- ウ プレゼンテーションは、提案内容に基づいて行ってください。提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めません。

(5) 2次審査(ヒアリング)の結果通知

日時 平成30年10月22日(月)

方法 参加申込書(様式1号)に記載された連絡先へ電子メールにより通知します。

(当院ホームページで公表する。)以下「当院HP」

## 14. 契約

- (1) 契約業者選定後、選定業者と業務の詳細について仕様協議を行い、契約締結交渉を行います。契約締結交渉が不調のときは、次点業者と契約締結交渉を行います。
- (2) 契約締結日 平成30年11月上旬を予定
- (3) 業務履行開始日 平成31年3月1日(金)
- (4) その他  
業務の引継ぎは、決定業者と前契約業者との間で行うものとし、業務に支障が生じないよう万全を期してください。なお、引継ぎに要する費用はすべて決定業者の負担とします。

## 15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 病院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

## 16. 情報公開及び提供

市立長浜病院は、提案者から提出された企画・技術提案書等について、長浜市情報公開条例(平成18年長浜市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とします。

## 17. その他

- (1) 本実施要領公告の日から優先交渉権者の選定通知の日までの間、担当部局及び関連部局、関係職員に対する営業活動を禁止する。ただし、当院から機能等に関する説明を求められた場合、説明を求められた範囲内においては、この限りではありません。
- (2) 言語及び通貨単位  
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語および日本国通貨に限ります。
- (3) 費用負担  
書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とします。  
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取りやめることがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市病院事業に請求することはできません。
- (4) 参加辞退の場合  
参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式2)を「18. 担当部局宛て」へ提出してください。
- (5) 失格事項  
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。
  - ア 参加資格要件を満たしていない場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - オ プレゼンテーションに欠席した場合
  - カ 見積書の金額が「3. 見積上限額」を超えた場合
- (6) 著作権等の権利  
企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、病院が必要と認める場合には、病院は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用(複製、転記または転写をいう。)することができるものとします。
- (7) 参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (8) 本実施要領で記載する各様式は、標準様式として、指定する内容が満たしてあるものについては、各社が作成する書類の使用を可能とします。
- (9) スケジュールに変更のある場合には、都度、参加者に通知します。
- (10) 選定経過および選定結果の詳細について回答しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

## 18. 担当部局

市立長浜病院 事務局経営企画課 用度グループ

郵便番号 〒526-8580

住所 滋賀県長浜市大戌亥町313番地

電話番号 0749-68-2300

電子メール youdo@nagahama-hp.jp